

監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」の改正について

2023年 1 月 12日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書705	監査基準報告書705
独立監査人の監査報告書における除外事項付意見	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見
2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 1 月 12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)	2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 最終改正 2022年 10月 13日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 (省 略)
《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》 (省 略)	《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》 (省 略)
《(5) 十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合》 (第5項(2)参照) (省 略)	《(5) 十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合》 (第5項(2)参照) (省 略)
A10. 企業の管理の及ばない状況には、例えば、以下が含まれる。 ・ 企業の会計記録が滅失している。 ・ <u>グループ監査のためにリスク対応手続が必要であると判断される</u> 構成単位の会計記録が、 <u>行政</u>	A10. 企業の管理の及ばない状況には、例えば、以下が含まれる。 ・ 企業の会計記録が滅失している。 ・ <u>重要な</u> 構成単位の会計記録が行政当局により長期にわたり差し押さえられている。

新	旧
<p>当局により長期にわたり差し押さえられている。 (省 略)</p> <p>《IV 適用》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) </p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) </p>	<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) </p>
<p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16項、A17項及びA24項参照) 《文例1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合 (省 略)</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない)。 ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 棚卸資産に虚偽表示がある。当該虚偽表示は財務諸表にとって重要であるが広範ではないと認められるため、限定付適正意見が適切と判断している。 ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断している。 	<p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16項、A17項及びA24項参照) 《文例1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合 (省 略)</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「グループ監査」は適用されない)。 ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 棚卸資産に虚偽表示がある。当該虚偽表示は財務諸表にとって重要であるが広範ではないと認められるため、限定付適正意見が適切と判断している。 ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断している。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書701が適用されるが、監査人は、「限定付適正意見の根拠」区分に記載した事項以外に、監査上の主要な検討事項が報告されている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、財務諸表に関する限定付適正意見を生じさせる事項は、その他の記載内容にも影響を及ぼしている。したがって、監査報告書の利用者にとって重要な情報であると考えられるため、「限定付適正意見の根拠」区分に続いて、「その他の記載内容」区分を記載している。 ・ 会社は監査役会設置会社である。 ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書701が適用されるが、監査人は、「限定付適正意見の根拠」区分に記載した事項以外に、監査上の主要な検討事項が報告されている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、財務諸表に関する限定付適正意見を生じさせる事項は、その他の記載内容にも影響を及ぼしている。したがって、監査報告書の利用者にとって重要な情報であると考えられるため、「限定付適正意見の根拠」区分に続いて、「その他の記載内容」区分を記載している。 ・ 会社は監査役会設置会社である。 ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上